

毎月11日は

# 防災を**考**える日



令和2年1月号

## 「1月17日は防災とボランティアの日」

### ■防災とボランティアの日とは

平成7（1995）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を契機として、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、1月15日から1月21日までが「防災とボランティア週間」と閣議了解により設けられました。

災害時におけるボランティア活動や住民の自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを充実強化しましょう。

〔「なるほど統計学園」（総務省統計局ホームページ）を加工して作成〕



### ■防災基礎クイズ

Q 地震発生直後にとるべき行動で、次のうち誤っているものはどれでしょう？

- ① 机などの下で頭を守る
- ② 揺れが収まる前でも即座に避難行動を開始する
- ③ 揺れが収まってから火の始末をする

毎月11日は「防災を考える日」です。

震災の教訓や災害への日頃の備えなどについて、家庭や学校、職場、地域などで話し合ってみましょう。

### ■問い合わせ先／気仙沼市総務部危機管理課防災情報係

☎:0226-22-3402 FAX:0226-22-1467 E-mail:kikikanri@kesenuma.miyagi.jp

※揺れが収まるまでは動かさず、落ち着いたら避難をしましょう。②:ええ